

後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進に係る動画作成業務委託 仕様書

1 業務名

後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進に係る動画作成業務委託

2 事業目的

急速な高齢化の進展、医療技術の進歩等により、国民医療費は年間 40 兆円を超え、国民医療費の 2 割以上を占める薬剤費も年々増加傾向にある中、国は後発医薬品の使用割合を 2020 年 9 月までに 80% とする目標を掲げているところであるが、京都府の後発医薬品使用割合は、78.2%（令和 2 年 2 月現在。全国 40 位）と全国的に見て低い状況であり、国の重点地域に指定されているところである。

そのため、後発医薬品の使用を促進するため、後発医薬品の正しい知識をわかりやすく伝えるための動画を企画・作成するとともに、併せて幅広い層を対象とした効果的な広報を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 27 日

4 業務内容

(1) 動画の企画

シナリオ、ナレーション、テロップ及び BGM、イラスト等（絵コンテを含む）を作成する。（参考：厚生労働省啓発資材、山梨県ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進動画等）

なお、内容については、下記の内容を想定しているが、各社のアイデアを活かした企画提案を妨げるものではない。

再生時間：1 本当たり 30 秒～1 分程度

後発医薬品についての正しい知識と、後発医薬品の使用を促進する動画

※専門的内容に関わる資料は必要に応じて提供。

(2) 動画の制作

京都府と定期的に状況報告、制作方針の確認を行いながら、動画作成に必要な撮影や映像制作を行うこと。この時、撮影や画像使用等による肖像権及び著作権の処理を行うこと（処理にあたっては、相手方から文書を徴収すること。）。またそれらの業務を行うに際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。

なお、実際の人物を起用した撮影を行う場合は、原則役者を確保して行うこととするが、インタビュー等、現場職員を起用することで動画の訴求力が高まると考えられる場合においては、必要に応じて協力を求める等し、協力が得られれば、現場職員を起用することとして差し支えない。

(3) 動画編集

映像の加工・編集、音楽やナレーション等の音声の付加、テロップの編集作業等を行う。なお、完成までに複数回、内容確認及び修正指示の機会を設けること。

また、タレント等を起用し、成果物の使用に期限が生じる場合は、その内容を企画提案書に記載すること（その他、肖像権や著作権等の権利関係、個人情報等には十分注意し、動画の使用期間については、単年度に限らず、複数年に渡り使用できるよう、配慮すること。）。

動画作成の要件・規格は以下のとおりとする。

再生時間	1本当たり30秒～1分程度
画面縦横比	16：9
解像度	フルHD以上
データ形式	WMV
対応言語	日本語

※想定される動画活用の例

YouTube、SNS等での配信

京都府ホームページ及び関係団体ウェブサイトへの掲載

医療機関等の施設の待合等での放映

府民対象のイベント、セミナー等での上映

(4) 広報

動画を使用した広告に限定せず、幅広い層を対象とした広報となるよう広告媒体を選択し、各媒体の特性に応じた情報発信を行う。

5 委託業務の執行体制の確保

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者の設置とともに人員体制を明らかにすること。

本業務の実施に当たっては、業務を円滑に進めるため、京都府に進捗状況を適宜報告するとともに、必要な打ち合わせの機会を設けること。

また、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で京都府とやりとりを行い、対応するものとする。

6 成果物の納品

以下の成果物を京都府に提出すること。

- (1) DVDディスク20枚（1枚にすべての動画を掲載すること）
 - ・ 一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及びDVDドライブ付きパーソナルコンピュータでの複製が可能な形式とすること。
 - ・ 盤面は動画の内容が分かるようなデザインとし、ケースは透明なプラスチックケースとすること。
- (2) 動画データ一式
- (3) 撮影素材一式（動画作成に使用した写真データ、映像、画像等の素材を納品すること。）
- (4) 撮影素材一覧表1枚（撮影素材及び撮影場所の一覧表を納品すること。）
- (5) （該当がある場合）権利手続き書類
 - ・ 撮影素材について、第三者が権利を有している映像や音楽等を使用した場合は、権利者や使用時間について詳細に記載した書類を提出するとともに、権利処理にあたり手続きした書類の写しを添付すること。
 - ・ 肖像権についても同様の書類を作成するとともに、同意書等の権利者の同意を得たことを証明する書類の写しを添付すること。
- (6) 業務完了報告書 1部
業務の実施結果をまとめた報告書を提出すること。なお、記載内容は、最低限以下の内容を含めること。
 - ・ 本業務の実施概要
 - ・ 本業務に要した経費明細

7 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (2) 業務の遂行について、府の求めにより、随時報告すること。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務の秘密を契約期間後においても保持しなければならない。
- (4) 本事業を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し取り扱うこと。
- (5) 本業務の履行に際し、他の者が著作権等を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理すること。
- (6) 成果物の納品後に障害が生じた場合は、速やかに原因究明を行い、対応すること。
- (7) 本業務により得られた成果、著作権等の知的財産権は、原則として府に帰属する。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、京都府と協議すること。